

## 第 260 回埼玉県都市計画審議会

令和 7 年 1 月 10 日午前 10 時 30 分開会

場所 さいたま商工会議所会館

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第 260 回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課長の小森と申します。よろしくお願ひします。

委員の皆様にはお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。埼玉県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議を開くには委員の 2 分の 1 以上の出席が必要となります。本日 20 名の出席をいただいており、規定の定足数に達しているため、本審議会は成立となります。

次に、本日の資料を確認させていただきます。お手元のタブレット等につきましては、タブレットの脇に操作方法を置きましたので操作の参考にしてください。また、操作方法がご不明の場合は、近くの事務局職員にお尋ねください。担当の事務局職員はその場で起立してください。こちらの 2 名が担当させていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、事前にお送りした資料は配布資料一覧表、議案概要一覧表、議案書でございます。

加えて、直近でお送りした資料は次第、座席表、委員名簿、参考でございます。

以上でございますが、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ここで、新たに委員に就任していただいた皆様を御紹介させていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、その場で御起立願います。

初めに、埼玉県都市計画審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する学識経験者委員の皆様です。

東京国際大学准教授の盛本晶子様でございます。

埼玉大学教授の内田奈芳美様でございます。

浦和大学副学長の大久保秀子様でございます。

次に、第 2 号に規定する関係行政機関の職員として関東農政局長の菅家秀人様でございます。本日は代理として、農村振興部農村計画課長の野中泰史様に御出席いただいております。

次に、同第 5 号に規定する市町村議会の議長を代表するものとして、神川町議会議長の赤羽奈保子様でございます。

また、本日は出席いただいておりませんが、同条例第 3 条第 1 項に基づく臨時委員として、関東財務局長の後藤健二様に御就任いただいております。

続きまして、注意事項について御説明いたします。まず会場参加の皆様に発言方法についてご案内します。

御発言の際には挙手をお願いいたします。会長が指名しましたら、委員がマイクをお渡しますので、マイクを通じてご発言いただければと思います。

また Web 参加の皆様につきましては、基本はマイクオフ状態にしていただき、発言の際は手を挙げていただかず、Teams の挙手ボタンを使用してください。会長が指名しましたら、マイクのミュートを解除し、発言をお願いします。

続きまして、会長の選出を行います。現在、会長が不在となっておりますことから、慣例により、

本日御出席の2期目の学識委員である山本美雪委員に臨時議長として会長選出をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局 では山本委員、中央の議長席へお移りいただき、進行をお願いします。

○山本委員 ただいま臨時議長に御指名いただいた山本でございます。審議につき御協力をお願いいたします。座って進行させていただきます。

それではただいまから、埼玉県都市計画審議会会長の選出を行います。

会長の選出につきましては、埼玉県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験者の委員の選挙によって定めることになっております。どなたか御推挙はございますでしょうか。

推薦する方はいらっしゃいませんか。もし差し支えなければ、慣例に従いまして、臨時議長の指名による推選という形をとらせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山本委員 はい、ありがとうございます。

それでは指名をさせていただきます。都市計画の分野で多大な実績と豊富な経験をお持ちの、東京電機大学教授の高田委員にお願いしたいと存じますが、御異議はないでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山本委員 ありがとうございます。異議なしということで、皆様から御賛同いただきましたので、

埼玉県都市計画審議会の会長は、高田委員に決定いたしました。御協力ありがとうございます。

高田委員、よろしくお願ひいたします。

○事務局 山本委員ありがとうございました。それでは自席へお戻りください。

それでは高田委員、会長席の方へお願ひします。

早速ですが、高田会長に新会長としての御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○会長（高田） 皆様こんにちは。ただいま御指名いただきました東京電機大学の高田と申します。2期目ということで、2年間、この審議会で経験させていただきました。まだまだ不慣れなところも多いかと思いますので、委員の皆様の御協力を受けながら、円滑に進めたいと思っています。御協力よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございました。

次に、埼玉県都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、高田会長から会長職務代理者の指名をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長（高田） はい。それでは私から会長職務代理者につきまして指名させていただきます。

会長職務代理者には学識経験者の中でも、都市計画分野で豊富な経験をお持ちの内田委員にお願いしたいと存じますが、御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○会長（高田） ありがとうございます。それでは会長職務代理者は内田委員にお願いするというこ

とで、よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございました。この後は埼玉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、高田会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

○議長（高田） 本日は、委員の皆様方には御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

皆様の御協力をいただき、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。初めに、前回の第259回都市計画審議会で幹事から説明があったとおり、昨年度から本審議会において、時代の潮流を見据えた「埼玉の都市計画の基本方向」に関する専門部会を立ち上げ、新たな「まちづくり埼玉プラン」の策定に向けた提言案の検討を進めているところでございます。

その専門部会の委員については8月31日をもって任期が満了となっていることから、新たな委員の指名が必要となっております。

専門部会設置要領第3条の規定により、委員は会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。モニターに資料を表示しますので、御確認ください。

専門部会の委員につきましては、まちづくりの基本方向に関して専門とする各分野の視点からの議論を行うため、追加資料として、ただいまモニターに表示しておりますとおり、昨年度と同様に学識委員7名を指名させていただきたいと存じます。

また、同要領第4条に部会長に関する規定があり、こちらも会長が指名することとなっております。そこで部会長を、都市計画を専門とされております内田委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは内田部会長から一言お願ひいたします。

○内田委員 ただいま部会長として御指名をいただきました内田と申します。私の専門は都市計画、まちづくりになっております。埼玉大学に勤めております。

こちらの計画ですが、20年後を見据えた埼玉県の都市計画の基本方針というように理解しております、非常に重要であると考えております。

既に、3回の専門部会を通して議論を進めていただいているということで、引き続き、委員に指名された学識委員の皆様と議論を進めていきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

議論の経過につきましては、隨時この審議会で御報告させていただきたいと思いますので、その際には皆様の御意見をよろしくお願ひいたします。

なお、専門部会の開催にあたり、専門部会の設置要領第5条第3項に、「専門部会は必要に応じ、部会委員以外の者の出席を求めることができる」とされております。

本専門部会は昨年度から開催されており、既に、課題の整理や視点、方向性、それから目標を実現するためのアプローチ方法について、かなりの議論が進められていると理解しておりますので、議論の継続性が必要になります。

そのため、8月まで本審議会会長を務めておられました日本大学教授の大沢昌玄先生に出席を求

めたいと思いますので、御承知おきください。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高田） はい。ありがとうございます。

それでは内田部会長を中心に、引き続き専門部会で検討を進めてまいりたいと存じます。今年度末には、調査検討の結果をとりまとめ、提言案として、都市計画審議会に報告する予定となっておりますのでよろしくお願ひいたします。

以上につきまして何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

それではそのように進めてまいります。よろしくお願ひいたします。

次に、本日の会議録の署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきます。内田委員、東山委員の2人にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

次に、本審議会は「埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」に基づき、原則公開となっております。私といたしましては、本日は、非公開にすべきと思う案件はございませんが、委員の皆様はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

それでは、本日の審議会はすべて公開で進めさせていただきます。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局 オンライン傍聴者がいらっしゃいます。

○議長（高田） それでは傍聴者の視聴を許可します。

〔オンライン傍聴者視聴開始〕

○議長（高田） 議事に入ります前に、傍聴者の皆様に傍聴の注意を申し上げます。

事務局より配布いたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守していただきますようお願い申し上げます。

この「傍聴要領」に反する場合には退場していただくことがございますので、御注意ください。

それではただいまから、議事に入ります。本日はお手元の次第にありますとおり、議第5362号「幸手都市計画道路の変更について」をはじめとする2議案について御審議をお願いするものでございます。

それでは議第5362号「幸手都市計画道路の変更について」を議題に供します。幹事より議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の石川でございます。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。前方のモニターを御覧ください。

議第5362号「幸手都市計画道路の変更」につきまして御説明いたします。議案書は5ページから12ページでございます。

幸手都市計画区域は、幸手市、杉戸町、宮代町の行政区域全域で構成されており、県の北東部、都心から約40kmから50km圏に位置しております。

本議案は、幸手都市計画区域に都市計画決定された都市計画道路を変更するものでございます。

今回変更する 3・5・61 号 国納橋通り線の概要を説明いたします。本路線は宮代町大字西条原字小高岩を起点とし、宮代町和戸 2 丁目に至る延長約 1,160m、幅員 12m の幹線街路でございます。今回の変更は、本路線における東武伊勢崎線との立体交差部において、一部区域を変更するものでございます。

続きまして変更の内容について御説明いたします。

上段が現計画の立体交差部の平面図、下段が変更後の平面図となります。今回の変更は、立体交差部における副道の幅員を拡幅するものでございます。本線部の変更はございません。

変更前の現計画は、平成元年に当初決定されたものであり、東武伊勢崎線との立体交差部の幅員は、本線が 12.8m、副道が片側 5m、全体として 22.8m で計画されております。副道は 1 車線で片側一方通行となっております。

今回の変更は副道を両側とも 5m 拡幅し、それぞれ幅員 10m に変更するものです。副道を 2 車線とし、道路構造令等に基づき、歩道、植樹帯を設置いたします。

変更前の計画では、副道が一方通行となるため、沿道の住宅地から副道への車両や歩行者の出入りに制限が生じますが、変更後の計画では副道が相互通行可能となるため、沿道の住宅地から副道への出入りが改善されます。

以上の変更内容につきまして 2 週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、本路線が所在する宮代町に対して意見照会をしましたところ、「賛成」との回答をいただいてございます。

議第 5362 号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高田） はい。御説明ありがとうございます。

ただいまの説明に関して御質問、御意見などございますでしょうか。

私からよろしいでしょうか。道路用地として拡幅するということで、地域の方の賛同の意見、反対の意見はどの程度出てきているのかということ、それから、削除するエリアがありますが、こちらはどのような取り扱いになっていくのか、もし判明しているようでしたら教えてください。

○幹事（都市計画課長） はい。御質問にお答えさせていただきます。

地元の方の意見というところで、都市計画法に基づく説明を 1 回、それとは別に 4 回説明をさせていただいております。

地元の方からは、なぜ副道部分を拡幅するのか、事業的なスケジュールはどのようにになっているのか、といったような質問が出ております。

副道を拡幅する理由は、先ほど説明させていただいたとおりでございまして、スケジュールについては、今回原案どおり可決いただければ、用地の測量や用地交渉へ、概ね 10 年程度のスケジュールになると考えております。

また、削除する部分ですが、恐縮でございますが、議案書の 12 ページで御確認をお願いいたします。右側の図面が変更する場所を示しているもので、東武伊勢崎線との立体交差部の副道部分のうち、黄色で着色されているところが削除箇所でございます。

こちらは、副道の設計を道路構造令等の技術基準に則って確認したところ、この部分を削除する必

要が生じたというものでございます。以上でございます。

○議長（高田） わかりました。ありがとうございます。

その他ございませんか。よろしいですか。

はい、お願ひします。

○藤田委員（代理） 関東運輸局でございます。今回、鉄道と立体交差をされるということで確認ですが、工事期間中、鉄道の運行には影響が出ないということでよろしかったでしょうか。

○幹事（都市計画課長） はい。影響が出ないように調整をしながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○藤田委員（代理） ありがとうございます。

○議長（高田） その他いかがですか。内田委員、お願ひします。

○内田委員 線形の変更を見ていると、多くはそれまでの線形にかかっていた部分が少し拡大する形で、用地交渉としては今までの延長線かもしれません、一部、新たに建築物にかかる部分があるように思います。新たな用地買収の交渉によって事業のスピードが遅くなる、もしくは交渉がすでに進められているのかということについて教えていただけませんでしょうか。

○幹事（都市計画課長） はい。御質問にお答えいたします。

都市計画の計画段階において、お示しした図面と同じ図面で説明をさせていただいており、計画の意味では一定程度、御理解をいただいていると考えております。

ただ、実際の用地につきましては、都市計画決定された後に、用地測量等で確定し、個別に交渉させていただくことになります。これまでも計画についての説明をさせていただきましたが、引き続き丁寧に説明し、なるべく早く事業化したいと考えております。以上でございます。

○議長（高田） その他いかがですか。よろしいですか。

それでは議第 5362 号の議案について採決をいたします。原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（高田） はい。ありがとうございます。御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第 5363 号「和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更について」を議題に供します。幹事より議案の説明をお願いいたします。

○幹事（下水道事業課長） 下水道事業課長の橋本でございます。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが着座にて御説明させていただきます。

議第 5363 号「和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画 下水道の変更について」御説明いたします。議案書は 13 ページから 20 ページでございます。前方のモニターとあわせて資料もご覧ください。

今回お諮りする都市計画の区域は、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町の 10 市3町からなります。これらは都心

から概ね 20km から 50km に位置する地域です。対象の都市施設は流域下水道であり、その都市計画は県が決定いたします。

こちらは今回の対象となる荒川右岸流域下水道です。管渠の総延長は 99km で、処理人口は約 165 万人、1 日当たりの処理水量は約 58 万 t に及ぶ、全国的にも大規模な流域下水道です。

今回変更しようとする施設は吉見町及び川島町の区域に位置します。施設の名称は新河岸川北幹線で、最上流の吉見町から川島町を経て、川越市に至ります。吉見中継ポンプ場下流部及び川島北中継ポンプ場下流部の 2 か所において、管渠の耐震化を行うため、新たに管渠を整備し、二条化いたします。

昨年 1 月の能登半島地震でも、下水道施設に甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところであります。下水は常に流れ続けており、その流れを止めて工事することは困難であることから、新たに管渠を整備して二条化することで、既設の管渠の耐震化や維持管理を確実に行う必要がございます。

計画の詳細について御説明いたします。

1 箇所目は、赤色で示した吉見中継ポンプ場の下流部に、既設の管渠に加えて、新たに管渠を整備するもので、延長約 997m、断面は内径 500mm の円形です。右下の断面図にもございますように、既設の管渠は、県道鴻巣川島線の歩道橋に付属し、一級河川市野川を渡っておりますが、新たに整備する管渠は、地下で河川の下を横断する計画となっております。

2 箇所目は川島北中継ポンプ場の下流部です。図中、赤でお示しした川島北中継ポンプ場の下流部に、既設の管渠に加えて新たに管渠を整備するもので、その延長は約 389m、断面は内径 500mm の円形です。

右下の断面図にもございますように、既設の管渠は県道鴻巣川島線の車道の下にありますが、新たに整備する管渠は主に歩道の下に整備する計画です。

以上の変更内容につきまして 2 週間案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。

また、本幹線が所在する川島町、吉見町に対して意見照会をしましたところ、それぞれ「賛成」との回答をいただいております。

議第 5363 号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高田） はい。御説明ありがとうございます。

それでは御質問、御意見等ございますでしょうか。

私の方から、川島町の方は同じ経路で設計されているのですが、吉見中継ポンプ場の計画は異なる経路で設計をされたのはなぜでしょうか。

○幹事（下水道事業課長） はい。ルートの選定についてですが、河川管理者との協議のもと、川を垂直に横断するルートとなりましたため、今回説明させていただいた形で、異なるルートになっております。河川管理者との協議を踏まえた結果でございます。以上でございます。

○議長（高田） わかりました。ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

もう一点、川をくぐる方は、断面形は同じでしょうか。

○幹事（下水道事業課長） スライド右下のとおり、既存のものは橋の部分に黒丸で示しており、今回新たに追加するものは、橋の下に布設する形になります。

○議長（高田） 同じ太さで二条化ということですね。

○幹事（下水道事業課） おっしゃるとおりでございます。

○議長（高田） ありがとうございます。

その他いかがですか。よろしいですか。

では、特段御意見がないようですので、採決に移ります。議第 5363 号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（高田） はい。ありがとうございます。

異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。御協力ありがとうございます。傍聴者の方につきましては、事務局の指示に従って御退席ください。

それではここで議長の任を解かせていただき、進行を事務局にお戻しします。ありがとうございます。

○事務局 高田会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第 260 回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。本日はありがとうございました。

午前 11 時 4 分 閉会